

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の葬祭場、火葬場の予約について

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日より感染症法の位置づけが五類感染症に変更されました。これによる葬祭場、火葬場の予約につきましては、以下のとおりです。

◆ 予約システムによる予約が可能です。

※火葬許可証の死因が「その他」となっていることをご確認ください。死因が「一類感染症等」となっている場合は引き続き電話で予約してください。

◆ 新型コロナウイルス感染症を死因とすること遺体に関する情報共有をお願いします。

※システム予約におけるファックス送信の際、ご遺体に係る新型コロナウイルス感染症関連情報(※)を付記するなどしてご提供ください。

(※)・新型コロナウイルス感染症(疑い含む)の方の遺体であること。

・体液等の漏出予防が行われた状態であること。

・損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等であって納体袋に収容・密閉された状態であること。

◇ 令和5年4月に『新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン(厚生労働省・経済産業省)』が改訂されましたので、ご確認ください。

コロナ 葬儀 ガイドライン

検索

[ご予約, お問合せ]

浦和斎場	電話:048-855-6246	ファックス:048-855-6247
大宮聖苑	電話:048-682-2800	ファックス:048-682-2802
思い出の里会館	電話:048-686-3499	ファックス:048-688-4055
ひかり会館	電話:048-852-5561	ファックス:048-854-3472